



佐賀県公報

平成18年
9月29日(金曜日)外
号

様式第一号及び様式第二号を削る。
(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第二条 身体障害者福祉法施行細則(平成五年佐賀県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

◎知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(九二・障害福祉課)一

公布された規則のありまし

○知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則(規則第九二号)

1 障害者自立支援法の公布に伴い、次に掲げる佐賀県規則について、所要の改正を行うこととした。

- (1) 知的障害者福祉法施行細則
- (2) 身体障害者福祉法施行細則
- (3) 障害者自立支援法施行細則

この規則は、平成十八年十月一日から施行するものとした。

○規則

知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十八年九月二十九日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第九十二号

知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第一条 知的障害者福祉法施行細則(昭和三十七年佐賀県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

事業開始の予定年月日	年	月	日
事業の用に供する施設名	所	在	地
事業開始の予定年月日	年	月	日

」に

改め、「身体障害者福祉法施行規則第26条第2項」や「同条第2項」に沿ふ、「事業経営者」や「殿」や「様」に改め、同様式の備考の「による」とし、あるいは用紙の枚数を増加し、「添付するか、又は」に沿ふ、同様式の備考の「を次のように改め。」
3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第十七号の別紙を次のように改め。」

(別紙)

身体障害者生活訓練等事業等開始・変更届記入要領

1 標題の届出名のうち、開始・変更のいずれかに該当するものを○で囲むこと。

2 変更の届出をする際には、変更が生ずる部分のみ記入して届け出ること。

3 複数の種類の事業を開始する際には、開始届はそれぞれの種類ごとに作成すること。

例) 身体障害者生活訓練等事業と介助犬訓練事業を開始する場合は、身体障害者生活訓練等事業で1枚、介助犬訓練事業で1枚作成、計2枚作成する。

4 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。

なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。

5 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。

6 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、事業所長、当該事業のサービス管理責任者等を指すものであること。

7 「事業を行おうとする区域」欄には、市町の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町の名称を併せて記入すること。

8 「事業の用に供する施設」欄は、介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業のみ記載すること。

9 届出の法令上の根拠を示す部分では、1又は2のうちいずれか該当する番号を○で囲むこと。

10 開始の届出をする際には、この届に身体障害者福祉法施行規則第13条第2項に掲げる収支予算書及び事業計画書を添付すること。

様式第十八項中「第18条関係」又「第17条関係」に「身体障害者相談支援事業等」又「身体障害者生活訓練等事業等」に沿る、「事業経営者」又は「殿」又「様」に沿る、回様式の備考の一部「適宜用紙の枚数を増加し、」を罫り、回様式の備考の及びのを次のものに沿る。

2 標題の届出名のうち、廃止・休止のいずれか該当するものを〇で囲むこと。

3 複数の事業の種類を廃止し、又は休止する場合には、それぞれの種類ごとに作成すること。

様式第十八項の備考に次のものに沿る、回様式の別紙を罫り。

4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第十九項から様式第二十一項を罫り。

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第五条の見出しの中「障害福祉サービス事業」を「障害福祉サービス事業等」に改める。

〔 第二条 〕

様式第八項「障害福祉サービス事業」又「障害福祉サービス事業等」に改める。

〔 第二条 〕

「短期入所事業の用に供する施設」を「事業の用に供する施設」と改め、回様式の別

紙を次のものに沿る。

「事業の用に供する施設」を「事業の用に供する施設」と改め、回様式の別

紙を次のものに沿る。

開始・変更しようとする事業	種類	類
開始・変更しようとする事業	障害福祉サービスの種類	ノ

」

開始・変更しようとする事業	種類	類
開始・変更しようとする事業	障害福祉サービスの種類	ノ

」

(別紙)

障害福祉サービス事業等開始・変更届記入要領

- 1 標題の届出名のうち、開始・変更のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生ずる部分のみ記入して届け出ること。
- 3 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「種類」の欄には、「障害福祉サービス事業」「相談支援事業」「移動支援事業」「地域活動支援センターを経営する事業」「福祉ホームを経営する事業」のいずれかを記載し、「障害福祉サービスの種類」欄には、障害福祉サービス事業を開始・変更しようとする場合に障害福祉サービスの種類を記載すること。
- 4 複数の事業の種類（障害福祉サービス事業は、障害福祉サービスの種類を含む。）を開始・変更する場合には、それぞれの種類ごとに作成すること。
例）障害福祉サービス事業（例えば「居宅介護」と「行動援護」）と移動支援事業を行う場合は、障害福祉サービスの種類毎に1枚、移動支援事業で1枚、計3枚作成する。
- 5 「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 6 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、事業所の長、当該事業のサービス管理責任者等を指すものであること。
- 8 「事業を行おうとする区域」欄には、市町の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町の名称を併せて記入すること。
- 9 「事業の用に供する施設」欄は、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業のみ記載すること。また、同欄中「種類」の欄は、短期入所事業についてのみ記載すること。
- 10 届出の法令上の根拠を示す部分では、1又は2のうちいずれか該当する番号を○で囲むこと。
- 11 開始の届出をする際には、この届に障害者自立支援法施行規則第66条第2項に掲げる収支予算書及び事業計画書を添付すること。

様式第九号のほかに「障害福祉サービス事業」や「障害福祉サービス事業等」

廃止・休止予定年月日	年	月	日	年	月	日
「						

改め、同様の点のものを記入。

3 複数の種類の事業（障害福祉サービス事業においては、障害福祉サービスの種類を含む。）を廃止し、又は休止する場合には、それぞれの種類ごとに作成すること。

陸 領

この規定は、平成十八年十月一日から施行する。

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年九月二十九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所
株古川月水金曜日
毎週月曜日